

平成24年第2回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第114号 訴訟上の和解について

【上下水道局】

下水管きょ工事談合に伴う賠償金請求事件について

反訴及び訴えによる請求額一覧表

平成24年5月16日現在
(単位 円)

1 経緯について

- 平成22年4月9日、公正取引委員会は、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事の入札参加者に対し、不当な取引制限を行っていたとして、排除措置命令（23社）及び課徴金納付命令（20社）を行った。
- 平成22年9月1日、これらの命令が確定したことを受け、本市は、工事請負契約に基づき、工事を受注した21社に対し、不正行為に対する賠償金を支払うよう請求を行った。
- 本市の請求に対し、1社からは全額が納付されたが、20社については賠償金が完納されなかった。

2 訴訟について

(1) 反訴の提起

- 平成22年11月16日から平成23年3月9日の間に、14社から本市に対し賠償金債務不存在確認の訴えが提起された。（*****、*****、*****ほか11社）
- 平成23年7月1日、本市は、債務不存在確認請求に対する反訴を提起した。

(2) 訴えの提起

- 平成23年7月1日、本市に対し、訴えを提起していない6社に対し、本市は、不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起した。（*****ほか5社）

3 現在の訴訟状況について

- 平成23年9月14日、*****に対する訴訟について、本市の主張を全面的に認める判決が言渡された。
- 平成24年4月18日、*****に対する訴訟について、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされた。
- 平成24年4月26日、*****ほか11社に対する訴訟について、本市の主張を全面的に認める判決が言渡された。
- 平成24年5月15日、*****を除く11社は、控訴を提起した。
- その他6社との訴訟については、訴訟継続中。

事件番号	反訴・訴え	請負会社名	賠償金請求額	納付済額	未納額	反訴及び訴えによる請求額※	備考	
699		***** [JV **50/100]	(**,**,***)	(**,**,***)	(**,**,***)	(**,**,***)	平成22年11月16日 本市に対し訴えを提起 平成23年 7月 1日 本市が反訴を提起 訴訟継続中	
700	反 訴	*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)	平成23年 1月28日 本市に対し訴えを提起 平成23年 7月 1日 本市が12社に対し反訴 平成24年 4月26日 勝訴判決 平成24年 5月15日 *****を除く 11社が控訴	
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	【まちづくり局発注】	**,***)	*,***)	**,***)		**,***)
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
		*****	**,***)	*,***)	**,***)	**,***)		
701		*****	27,016,500	16,412,524	10,603,976	10,603,976	平成23年 3月 9日 本市に対し訴えを提起 平成23年 7月 1日 本市が反訴を提起 平成24年 4月18日 裁判所からの和解勧告	
695		***** [JV **50/100]	**,***)	*,***)	**,***)	—	平成23年 7月 1日 本市が訴えを提起 訴訟継続中	
696		***** [JV **40/100]	(**,**,***)	(*,***)	(**,**,***)	(**,**,***)	平成23年 7月 1日 本市が訴えを提起 訴訟継続中	
697	訴 え	*****	**,***)	*	**,***)	**,***)	平成23年 7月 1日 本市が訴えを提起 訴訟継続中	
		***** [JV **60/100]	**,***)	*	**,***)	**,***)		
698	訴 え	*****	**,***)	*	**,***)	—	平成23年 7月 1日 本市が訴えを提起 平成23年 9月14日 勝訴判決 平成23年10月 7日 判決確定	
		***** [JV **70/100]	**,***)	*	**,***)	**,***)		
		***** [JV **30/100]	(**,**,***)	(*)	(**,**,***)	(**,**,***)		
—	—	—	**,***)	**,***)	*	—	完納済	
合 計			**,***)	**,***)	**,***)	**,***)		

※提訴にあたっては、契約に定める遅延利息(年8.25パーセント)を併せて請求している。

共同企業体については、連帯債務として、JVの構成員に全額の請求をしており、共同企業体の代表者以外の構成員の分は、()で表示の上、合計金額の算定に当たっては、控除している。

川崎市工事請負契約約款 抜粋 (契約締結当時のもの)

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。
- 13 乙が共同企業体である場合は、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 第48条 乙が、契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「原処分」という。）又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。）を行い、原処分又は審決が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙がその訴えを取り下げたとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(不正行為に対する賠償金)

第53条 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2[※]に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第48条第1項第1号に規定する排除措置命令又は当該排除措置命令に係る審決のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、甲に金銭的な損害を与えないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。
- (3) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、乙について同法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると甲が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

4 第1項及び前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を甲に支払わなければならない。

5 甲は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて乙（乙が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者）の意見を聴いて定めるものとする。

(損害金等の遅延利息)

第54条 乙は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項（第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により甲が定める期限内に乙が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項の乙が採るべき措置が、第51条第4項の規定による支給材料の返還等又は同条第5項の規定による貸与品の返還等である場合においては、遅延利息の算定基礎となる支給材料又は貸与品の価額は、甲の帳簿価額とする。

※入札時において事前に談合情報が寄せられ、入札参加者から談合行為を行っていない旨の誓約書を徴した上、入札を行い落札者を決定したのものについては、賠償金の比率を請負金額の10分の3とした工事請負契約約款により契約を締結した。